

# ドイツにおける脱原発をめぐる討議

——市民的公共性の観点と哲学的観点—— (上)

桐原隆弘

## 目次

はじめに

1. ミュルハイム—ケーアリッヒ原発
2. 倫理委員会
3. 世論調査に先導されたご都合主義? ハーバーマスの「再封建化」論からメルケル政権批判へ
4. 市民的公共性の観点と哲学的観点
5. 存在論的観点 (ハイデッガー) (以上、今号)
6. 社会哲学的観点 (ブロッホ) (以下、次号)
7. 倫理的観点 (シュペーマン)
8. 実質的—哲学的討議の例 (1) 日本における技術観との関連から
9. 実質的—哲学的討議の例 (2) 効率性、公正性、安全性

## はじめに

周知のようにドイツ政府は、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故を受け、旧政権 (社会民主党と緑の党の連立政権) の 2000 年当時における脱原発政策を見直す動き (「脱・脱原発」Ausstieg vom Atomausstieg) を転換し、改めて明確に脱原発政策へと舵を切った。その背景には「ドイツの不安」(German Angst) とも称されるように、巨大技術への根強い反発、および危機的状況への過剰反応があるとも言われる。しかしこれと並んで、脱原発政策見直しの機運が生じたことの背景としては、自由主義的ないしリバタリアニズム的な技術観、とりわけ再生可能エネルギーへの懐疑を伴いながら、一定のリスク評価に基づいて原発の経済合理性を積極的に評価していこうとする動向がある。さらには、技術による (リバタリアニズムとは異なる意味での) 社会問題解決への期待が、マルクス主義の伝統の一部にも見られる。これらの思想的背景は、ドイツにおける脱原発をめぐる討議に複雑な様相を与えている。その中で一定の合意形成に基づく今回の政策決定は、事故後召集された「倫理

委員会」の最終報告によるところが大きい。その内容には、原発の「橋渡し」技術としての位置づけ、再生可能エネルギー技術開発の見直し、電力供給システム見直しのための具体的提言等が含まれる。その課題の多さから、読む者はこれらが、解法の見当たらない連立方程式として提示されているかのような印象すら受ける。

だが脱原発の実現可能性について論じることは本稿の課題ではない。本稿ではまず、ドイツにおける脱原発政策をめぐるいくつかの事実関係を確認したうえで、脱原発政策を含めた最近の政権与党の振る舞いを「世論調査に先導されたご都合主義」だと断定するユルゲン・ハーバーマスの新聞論説に注目する。そして、そこでの彼の議論において、市民的公共性の (再) 活性化のための哲学的・政治的取り組みという彼の 50 年来の課題が継続されていることを確認する。しかし原発問題、環境問題、世界金融秩序の問題等、現在の喫緊の課題は、彼が念頭に置く市民的公共性のみによっては解決しえない。自然・社会諸科学の専門的知見は当然にも必要であるし、それと同時に、専門科学の知見を相対化する哲学的または宗教的知見もまた、科学技術の人間生活全体における位置づけと方向づけを見定めるためには欠かすことができないであろう。

EU 統合など狭義の政治課題を除いては政策の具体的内容には踏み込まず、集団的意思形成および政策決定の手続き的正義を中心に論じるハーバーマスの立場を「市民的公共性」の観点と呼ぶとすれば、専門家の知見を中心とする言説 (「実証科学的観点」)、およびそれを相対化しつつ人間生活の様態を全体として吟味検討する言説 (「哲学的観点」) が、「市民的公共性」の言説において互いに各々の知見を披露し、互いの意見を吟味し、最終的に集団的意思形成および政策決定へと落とし込むという作業が、原発問題、環境問題、金融問題等において求め

られていると言えるだろう。そこで本稿では特に原発問題を中心とする現代技術をめぐる、哲学的観点からの言説を主に取り上げ、その公共的意義を吟味したうえで、そこから政策決定をめぐる実質的な議論にながしかの光を当てるのが可能ではないかどうか、検討を加えてみたい。ここで哲学的観点として取り上げるのは、M.ハイデッガーの「ゲシュテル」論、E.ブロッホの「技術ユートピア」論、およびR.シュペーマンの（直截的でなおかつ哲学的な）「脱原発」論である。それぞれは暫定的に、存在論的観点、社会哲学的観点、倫理的観点として分類される。

## 1. ミュルハイム-ケーアリッヒ原発

フランクフルト駅からドイツ鉄道の特急（IC; InterCity）に乗ってボンに向かう際、観光客がひととき注目するのは車窓の右手に見えるライン川であり、その対岸に見える葡萄畑、古城、そしてローレライ、といった光景である。外国人観光客はこの光景にしばし見入り、車窓に張り付いて写真を撮る。

ワインで有名なモーゼル川との合流地点は「ドイツの三角形」（das deutsche Eck）と呼ばれる。これを擁する都市コブレンツのライン川右岸には、16世紀にトリーア選帝侯の支配下で建設され、プロイセン、米・仏軍（第一次世界大戦後）へと管轄が移り、第二次世界大戦当時の空爆でも無傷だった「エーレンブライトシュタイン要塞」がある。しかし特急から一瞥できる観光地はライン川と対岸の山が比較的接近しているコブレンツまでで、そこを過ぎるとライン川からも離れて平地に入り、工場地帯も見られるようになる。

コブレンツ中央駅から北西へ10キロほど進んだところに二つ目の通過駅ウルミッツ駅がある。そこを過ぎて線路がふたたびライン川沿いにさしかかる頃、右手に突然、「RWE」の表記がある巨大な構築物に出くわす。「ミュルハイム-ケーアリッヒ原子力発電所」（Kernkraftwerk Mülheim-Kärlich）である。

この原発は現在稼働していない。外部から見えるのは原発の象徴とも言える巨大な冷却塔であるが、この原発にはもはやタービンや発電機はなく（エジ

プトに売却されたという）、原子炉格納容器、ボイラーなどが残るのみである。つまりこの原発は現在廃炉作業の最中にある。しかもその理由は、稼働年数を経過したということではない。法手続き上の問題で稼働を停止させられたのである。

ミュルハイム-ケーアリッヒ原発を所有するRWE（Rheinisch-Westfälisches Elektrizitätswerk AG；ライン・ヴェストファーレン電力会社）はE.ONに次ぐドイツ第二の電力大手であるが、同社のウェブサイトには同原発の停止・解体に至る経緯が簡単に説明されている。「ミュルハイム-ケーアリッヒ原子力発電所の停止および解体の決定は、2000年6月14日に当時の連邦政府〔社会民主党と緑の党の連立政権〕と原子力発電所事業者の間で締結された協定の結果です。…当時REWは同原子力発電所において約10年分相当の発電を許容されていました。この許容発電量は他の国内の原子力発電所において発電することができます。〔これは、2002年の原子力法改正による、原子炉一基当たり平均32年の許容稼働年数および、比較的古い原発から比較的新しい原発へ残存する発電許容量を移転するという規定に基づく。〕」<sup>(1)</sup>

これは若干誤解を招きやすい表現である。2002年に改定された原子力法（Atomgesetz）<sup>(2)</sup>は新規の原発建設の禁止、平均32年間の稼働年数を経過したのちの稼働を禁止する規定からなり、基本的に脱原発を目指すものであった。その中には稼働年数の移転に関する規定も含まれており、この点を上述の表現は踏まえて「2000年の連邦政府との協定」に基づく措置であるとしている。しかし法手続き上の問題ではなく、脱原発政策によってミュルハイム-ケーアリッヒ原発は稼働を停止したかのように受け取られる可能性がないとは言えない。

RWEの説明は以下のように続く。「ミュルハイム-ケーアリッヒ原子力発電所の歴史は多くの訴訟によって特徴づけられます。1975年の着工の後〔地元自治体と市民団体の訴訟による工事延期を経て〕、1986年ようやく試験運転が許可されました。いくつかの形式上の瑕疵（formale Mängel）により、営業運転開始のわずか13カ月後の1988年9月には停止に至りました。以後長年続いている訴訟が示しているのは、発電所の停止措置がとられたのは技術的または安全技術上の瑕疵によってではな

い、ということです。…」

「形式上の瑕疵」とは何か。同原発が立地するノイヴィンダー盆地は地震の危険性があることが専門家によって指摘されていた。RWEは当初の原子炉建設計画地点にローム質の土壌が見つかったことから、安全性を理由に、新たな建設許可手続きを経ることなく、計画地点から70メートル離れた地点に原発を建設した。このため、1988年9月の連邦最高行政裁判所によって「地震の危険が十分に調査・評価されたとは言えない」との判断がなされ、それに基づいて原発の稼働が停止された。無許可の立地移転のことをRWEは「形式上の瑕疵」と言っているわけである。その後、1990年にラインラント・プファルツ州政府は再度「事後的に」建設許可を下したが、1995年に州高等行政裁判所が、1998年にふたたび連邦最高行政裁判所が、危険評価が不十分であると判断し、その後の稼働準備期間を経て最終的に2001年に完全に稼働が停止された。翌年核燃料が撤去され、2013年までには廃炉がほぼ完了するという。

## 2. 倫理委員会

ミュルハイム-ケーアリッヒ原発の歴史<sup>(3)</sup>を詳述するのが本稿の目的ではない。だが、電力会社が公式のウェブサイトで裁判の経過に不平を洩らすに至るまで、ドイツの国民感情が長らく反原発に傾き、原発建設への反対運動を起し、そして脱原発の政治的決定に至ったということ、観光名所コブレンツに隣接する町にそびえ立つ、しかし解体を待つばかりの原発が象徴しているように思われるのである。

先述の2000年の脱原発の政策決定の後、世界中に徐々に広がりを見せていた原発再評価の気運の中で、ドイツ政府はキリスト教民主・社会同盟(CDU/CSU)および自由民主党(FDP)の連立政権の下で「脱・脱原発」(Ausstieg vom Atomausstieg)に傾きかけていた。昨年(2010年10月28日)連邦議会において原子力法が再度改定され、1980年以前に完成した原発7基の稼働年数を8年延長、それ以外の原発10基の稼働年数を14年延長することが決定された。(ただし新規建設見合わせは前政権から受け継がれている。)社会民主党(SPD)、緑の

党(Die Grünen)、左派党(Die Linke)の抵抗および全16州の内9州の反対で国論を二分したが、その矢先に2011年3月11日、東日本大震災が日本を襲い、それによって東京電力福島第一原子力発電所の事故が発生した。国論の大半は一挙に脱原発に傾き(あるいは「戻り」)、3か月のモラトリアムを経て、6月30日の連邦議会で、8基の原発の即時停止および残る9基の原発を順次停止させるよう、原子力法を再々度改定した。「黒黄」政権(キリスト教民主・社会同盟と自由民主党)は「赤緑」政権の政策決定に復帰し、2022年までにドイツは原子力発電から完全に撤退することになる。

3月11日の震災に引き続いて起こった原発事故を受け、メルケル首相は3月14日、古い7機の原発の3ヶ月間の「モラトリアム」を発表した。ほぼ同時に(3月15日)連邦環境・自然保護・原子炉安全省の下部組織、原子炉安全委員会(Reaktor-Sicherheitskommission)が3ヶ月間で国内全17機の原発の安全性(自然災害の影響だけではなく、原発へのサイバーテロの危険性も含む)および核廃棄物処分問題を調査・検討することになった。さらに同委員会を補完する形で3月22日、「安全なエネルギー供給のための倫理委員会」(Ethikkommission für eine sichere Energieversorgung)が招集された。3月22日のメルケル首相の会見によれば、同委員会の目的は、「核エネルギーの安全性に関する問い」に取り組む一方で、「適切に[原発からの]撤退を行ない、再生可能エネルギーの時代への移行を合理的で実践可能なものとするにはどのようにすればよいか」、「[海外から]核エネルギーを輸入することによって国内で生産する場合よりも深刻な危険を冒すことをいかにして避けるか」という問いを吟味することである。<sup>(4)</sup>

委員会の名称自体にも「安全な」エネルギー供給とある通り、安全性が最優先事項とされている。当時の(2011年5月退任)経済・技術相ライナー・ブリューデルも同じ会見の席で「商工業の立地地域としてのドイツの将来性」を考慮しなければならないとしながらも、「優先順位は安全性にある」というのが連邦政府の立場であると明言している。

このように、倫理委員会の出発点となる問題意識において既に原発政策の変更が背景にある。会見の質疑応答では3か月という期間は短すぎるのではな

いか、との質問に対し、メルケル首相らは、集中的で大変な仕事になるが、不可能ではない、と答えるにとどまった。また、最初から原子力法改正が念頭に置かれているのではないか、との質問に対しても、初めに答えありきではなく、立場を異にする委員の間で激しい議論が交わされ、何よりも原発の危険評価をめぐる「社会的合意」(gesellschaftlicher Konsens)が求められるという抽象的な答えを与えるのみであった。

5月30日、つまり3カ月どころか2カ月余りの期間で倫理委員会の最終報告『ドイツのエネルギー転換——未来のための共同作業』(Deutschlands Energiewende—Ein Gemeinschaftswerk für die Zukunft. vorgelegt von der Ethik-Kommission Sichere Energieversorgung Berlin, den 30. Mai 2011)<sup>(5)</sup>が提出され、これを受けて6月6日、7機の古い原発ならびに(変圧器故障により一時停止していた)クリュンメル原発の発電を停止すること、および2022年までに全ての原発を漸次停止することが閣議決定された。これに続いて先述のように、6月30日の原子力法改定に至ったわけである。

同閣議決定は核エネルギーを明確に「橋渡しの機能」(Brückenfunktion)持つ技術として位置づけ、再生可能エネルギーへの転換を加速させるとしている。冒頭では、経済的に成功を収めた国であるドイツは今後も競争力のあるエネルギー供給を継続し、経済基盤を強化し、自然的生活基盤(die natürlichen Lebensgrundlagen)を確保し、なおかつ気候を保護しなければならないと表明されている(“1”)。また再生可能エネルギーへの転換とエネルギー効率の改善が「安全で環境適合的な、競争力のあるエネルギー供給」にとって重要であるとしている(“2”)。「工業大国として最初」の「効率の高い再生可能エネルギー・システム」を「現実主義、合理性」の観点に立って、「環境・気候適合的」でなおかつ「市場競争力のある」政策を通じて実現すること(“8”)。このような極めてハードルが高いと思われる目標を掲げているのは、エネルギー転換(Energiewende)が「技術的・経済的チャンス」(“9”)をもたらすとの見通しに基づく。<sup>(6)</sup>

エネルギー転換が大きなチャンスをもたらすという見解は倫理委員会の報告書でも強調されているが、それと同時に「国際社会が大いに関心を持っ

て、ドイツが核エネルギーからの撤退に成功するかどうか見届けようとしている」こと、つまりドイツにとっての「挑戦」(Herausforderungen)であることも指摘されている(報告書S.11)。

同報告書の内容は、特に全体方針については今概観した6月6日の閣議決定と重なる部分が多く、割愛してもよいと思われる。7章(「エネルギー転換への提言」)においては、電力政策のためのいくつかの具体的方策が網羅的に挙げられており、エネルギー効率改善による電力消費絶対量の削減、スマートグリッドによる発電所に対する負荷(最適化のための)マネージメント(Lastmanagement)、電気、石油、ガスを外部から供給せず、太陽光発電や断熱材などによって熱供給を行なうエネルギーゼロ住宅(Nullenergiehaus)、エネルギー収支がプラスになるエネルギー供給住宅(Plusenergiehaus)(7.1)、蓄電技術の改善、熱電供給(Kraft-Wärme-Nutzung)、農業とバイオマス発電の連携を伴う分散型発電(7.2)等が技術面では特筆すべき点であろう。また制度面では、(負荷マネージメントとも関連するが)従来、購入されたキロワット毎時の電力量だけが電力市場の指標であったのに対し、生産されたキロワット出力、あるいは電力供給システム全体の安定性を指標として電力市場に組み込む「容量市場」(Kapazitätsmarkt, capacity market)およびそれを導入するための再生可能エネルギー法(Erneuerbare-Energien-Gesetz; EEG)改正の必要性が言及されている(7.3)。

### 3. 世論調査に先導されたご都合主義? ハーバースの「再封建化」論からメルケル政権批判へ

CDUの重要な拠点であったバーデン・ヴュルテンベルク州議会選挙でのCDUとFDPの敗北(SPDと緑の党の勝利、2011年3月27日)は、政権与党にとって大きな衝撃であった。これに続いて5月22日のプレーメン州議会選挙でも同様の結果となり、これがメルケル首相の脱原発政策を加速させたと言われる。<sup>(7)</sup>

この脱原発政策も含めた最近の政権与党の振る舞いを「世論調査に先導されたご都合主義」と評しているのは、公共性とコミュニケーション理論の哲学

者、ユルゲン・ハーバーマスに他ならない（南ドイツ新聞 2011年4月7日付寄稿論文「世論調査に先導されたご都合主義」）<sup>(8)</sup>

同論文は脱原発政策そのものを論評したものではない。そうではなく、同論文の主要な論点は、政権が無定見に世論の動向を政策に反映させ、そしてマスコミがトークショー等を通じてこの世論を誘導するという、公共的討議の衰退を批判することにある。この論点はハーバーマスの半世紀も前の初期の労作『公共性の構造転換』（1961）と共通するものであり、同著の「再封建化」（Refeudalisierung）の概念を彷彿とさせる。

彼の出発点となる同著の内容を振り返っておこう。ハーバーマスによれば、近代初期に生まれた市民的公共性は国家と社会の緊張の中で展開されたが、当該公共性そのものは私的領域にとどまった。中世社会に見られた社会的再生産と政治権力との混成体は分解され、市場経済の発達とともに生産は公的権威から解放され、逆に行政もまた生産労働から分離された。社会の私物化（privatisierte Gesellschaft）に対して公的権力は国民一領域国家へと集約され、それに伴って私的取引が公権力の介入の対象となる（重商主義）。この重商主義的規制から私的領域が解放され、私的自治（private Autonomie）（経済自由主義）が展開される。19世紀の下四半世紀以来の国家的干渉の増大（新重商主義）は、直接に公的領域と私的領域の（再）融合を意味するわけではなく、後者が起こるのは、私的領域において生産に携わる社会的諸力そのものが公的権威を獲得した時である。ここにおいて初めて、「新重商主義」が「再封建化」を伴うようになるという。<sup>(9)</sup>

自由主義時代においては商品の取引と社会的労働は、生産活動からは独立した、家父長的形態を持つ家庭とともに私的領域をなしていた（S. 168）。これらの私的領域（家族、社会）と公的領域（国民一領域国家）の媒介役を果たすのが、私的サークルに集って文化、社会、政治について論じ、公論（public opinion）を形成する民衆であったわけである。ところが大企業の発達とともに、企業の建てた集合住宅に住み、周辺には公園、学校、教会、文化施設等が設置されるようになるにつれて、私的領域と公的領域の区別が流動化していく。大企業の提供する棲家（Oikos）は（H. P. Bahrdt が言うように）産

業封建主義の様相を呈し、職業生活および家庭生活が脱・私物化され、疑似的公共性を帯びる。失業、傷病、老齢等を補償する社会国家はそのことの一つの現われである（S. 170）。「私生活が公的性格を帯びると同様に、公共性そのものも親密性の様相を帯びる。」（S. 174）公的領域に対して相対的に閉ざされた私的領域を背景に、独立した個人として生産活動に携わり、なおかつ私的領域から独立した公共的・政治的任務にも関与する市民という像は色あせ、私的および公的領域を再び混合させた、大企業という「新たな形態の大家族」の中に私的・公的生活がその区別を失って取り込まれる。こうした「再封建化」は言論の領域にも及び、（W. H. White が言うように）自由な言論の前提となる自発的な学習（private Lektüre）に取って代わって、同じテレビ番組を皆で一緒に視聴するという生活スタイルが登場する（S. 174f.）。

「再封建化」は、自立した市民の自由な政治的討議を介して私的領域と公的領域が互いに区別されながら媒介される市民社会から、大企業、政治家、専門家が人々の個人的欲求に政治の場を用いて応える大衆社会への移行、すなわち古典近代的意味における「政治」の実質的な死滅と大衆の自立性の空洞化を意味すると考えることができる。「市民的公共性のモデルは、公的領域と私的領域の厳密な区別を考慮に入れていた。そこでは、私人が公衆となって参集し、国家と社会の欲求を媒介する公共性は、それ自身私的領域に属するものであった。公的領域と私的領域が入り混じるにつれて、このモデルは用いることができなくなる。すなわち、社会学的にも法律学的にも公的なもの、私的なもののいずれにも包摂しえない、再政治化された（repolitisiert）社会的領域が登場したのである。この中間領域においては、社会の政治化された領域〔私的領域のうち、個人の欲求充足が政治的課題として意識され、主張される領域〕および国家の社会化された領域〔政治家が私人の欲求充足を政治課題として引き受け、実現しようとする領域〕が、政治的に論議する私人（politisch rasonierende Privatleute）によって媒介されることのないまま混じり合う。」（S. 193f.）人々の個人的欲求と国家の媒介を果たすのは、第一に「集団的に組織化された個人的利害関心に直接に政治的形態を与える」団体（Verbände）であり、

第二に「かつては市民的公共性の道具的手段であったが、公的権力組織とともに成長し、ついにはいわば市民的公共性の上位に立つようになった」政党 (Parteien) であるという。「政治的に重要な権力行使および権力調和の過程は、団体および政党という個人的管理団体と、公的管理団体 [行政] との間で直接に行なわれる。」(S. 194) このような「直接」性、媒介性の消失、売り上げ拡大と票数獲得という私的目標がそのまま公的目標として掲げられること (Ebd.) に何ら疑問が懐かれることのない状況こそが、大衆社会における再封建化の特徴である。

この再封建化の波は当然にも言論出版界および世論形成の場にも波及する。これをハーバーマスはかつての「批判的公開性」の「操作的 [操作された]」公開性による衰退として特徴づける (S. 195)。「操作的公開性」は次のような内容を持つ。「[国家と社会の間の] 媒介機能は、[自発的な学習と自由な論議によって自己形成と政治参加を行なっていた] 公衆 [自身] から、… [団体や政党と同様に] 国家機関とともに権力行使と権力調整を内々に行なう専門機関 (Institutionen) へと移される。そこでは専門機関は、それ自身自立したマスメディアを通じて、封建的管轄下に置かれた (mediatisiert) 民衆が [専門機関の判断に] 同意または忍従するよう努力する。公開性 (Publizität) は特定の立場に善意 (good will) のアウラを与えるために、いわば上から展開される。元来公開性は、権力の立法的根拠づけ、および権力行使の批判的監視との、公共の論議の関連性を保証するものであった。だがそのうち、公開性が非公共的 [私的] 意見の支配を行なうということに固有の両義性が生じた。公開性は民衆を前にしての正統化だけではなく、民衆の操作にも奉仕する。」(Ebd.)

社会の再封建化とは、団体による売り上げ増大、政党による票数獲得、および専門機関による世論操作の中で、元来の批判的公開性が衰退する事態である。これらのことの結果として、特に政治の空洞化が顕著な形で起こり、それと同時に法規範の「普遍性」と「正当性」が失われる。法規範の「普遍性」は、「私的領域としての社会における健全な自律性によって、特殊な利害状況を立法の素材からは棚上げし、規範形成を [特殊利害の貫徹ではなく] 利害調整の一般的条件に限定する」ことによって保証さ

れる。法規範の「正当性」は、「議会において国家機関にまで高められた [市民的] 公共性によって、普遍的利害において実践的に必要なものを公的議論を通じて突き止める」ことによって保証される (S. 196)。これら立法形式上の「普遍性」と、それに基づく内容上の「正当性」は、1) 立法者自身が立法よりも裁量を重視すること、2) 立法者が行政当局に立法機能を委ねること [行政立法]、および 3) 立法者が行政に規制事項を白紙委任することによって、つまり「法律と裁量」(Gesetz und Maßnahme) の境界が流動化することによって失われる (S.197)。

さて、50年前のハーバーマスの「再封建化」批判は、現政権とそれをめぐる世論形成の諸問題に驚くほど符合している。ハーバーマス自身、先に見た「世論調査に先導されたご都合主義」と題された本年 (2011年) の論文で、初期の彼の労作を十分意識しているものと思われる。同論文では主に現政権のEU政策の失敗が批判の対象となっている。通貨統合 (1999年) 以後、政治統合への道のりを進むことが期待されたにも拘わらず、主にEU市民の関与を強化することを主要な内容とする政治機構改革を盛り込んだリスボン条約 (2007年12月署名、2009年発効) は、CDUおよび左派党議員によって「ドイツ基本法違反」に当たるとして連邦憲法裁判所に提訴された (2008年)。2009年6月には条約批准は違憲ではないとの判決が下され、9月ようやくケラー大統領が同条約を批准するに至ったが、ハーバーマスによれば、この判決は国民国家の権限を固定し、ヨーロッパ統合を減速させる内容を含むものであるという。こうした判決の背景にはドイツ統一後のナショナリズムの動向があり、ハーバーマスによればメルケル首相自身、「ヨーロッパ [統合への] 懐疑派」であり、EU共通の経済政策策定には及び腰であるという。また人気若手政治家、カール＝テオドル・フライヘア・フォン・ウント・ツー・グッテンベルク (Karl-Theodor Freiherr von und zu Guttenberg, メルケル政権の前国防相) の博士論文盗作問題が浮上し、当人もこれを認めた際にも、グッテンベルクを慰留した後ようやく、グッテンベルク自らの辞任表明 (2011年3月1日) を受け入れた。この件に関してハーバーマスは次のように述べている。「政治は今日、全体として見通しと形成する意志を失っている。規制の必要な事柄

の複雑性が増大した結果、行為の選択肢が狭まる中で短絡的な反応が横行している。…政治家たちは世論調査に先導された権力行使指南によって書かれた、いかなる規範的拘束性もご破算にしたご都合主義的な台本に臆面もなく従っている。メルケルの原発モラトリアムはその分かりやすい一例に過ぎない。そしてグッテンベルクではなく、首相自らが、剽窃が明らかとなった者を国民の人気という観点から公職にとどめた際、(フランクフルター・アルゲマイネ・ツァイトゥングで言われたように)「共和国の半数〔現政権支持者〕とCDUの大半を欺いた」のである。彼女は投票箱の中で独占することのできなくなる銀貨〔票数〕がどの程度かを冷静に計算した上で、法治国家の公職に関する合意をご破産にしたのである。」

重点はメルケルの個々の政策ではなく、その政治手法に置かれている。EUの通貨危機対策に見られる内向きの姿勢、人気政治家への曖昧な態度、そして原発政策など、いずれもマスコミに誘導される世論におもねる形で生じているのだという。ハーバーマスは次のように、特に現政権のEU政策の背景においてドイツ統一以来の「ドイツ国民国家の再発見」の気運を見出すが、同様の状況は、(ハーバーマス自身は明言しないものの)倫理委員会の報告書に見られるように、原発をめぐるドイツの独自路線への自負にも現われているように思われる。

「ドイツ国民国家の再発見、指針を欠き短期的視点で動いている政治状況、および政治とメディアの癒着は、ヨーロッパ統合という大プロジェクトにおいて政治が空転する原因であろう。だが政治エリートやメディアといった上層に眼を向けるのはおそらく不適當である。誤った動機づけはおそらく、下から、つまり市民社会そのものから生じている。原子エネルギーからの脱却は、政治文化的に自明のもの、そしてそれゆえ公共の議論というパラメーターが、地中で進行する社会運動なしでは動かないということの一つの証拠である。」

#### 4. 市民的公共性の観点と哲学的観点

ハーバーマスが原発政策そのものをいかに評価しているかは明らかではない。彼はただ、およそ50年前の「再封建化」批判を彷彿とさせる口調で、

世論調査に先導される政治決定の無定見を批判するにとどまる。原発政策そのものではなく、それが票を読む政治家の打算、世論を一定の方向へ導く専門家および商業メディア等によって形成され、その意思決定の普遍性と正当性を担保するはずの市民的公共性が掘り崩されるのではないかと、彼は危惧しているのである。

先の引用箇所にもあったように、ハーバーマスは実際には、「地中で進行する」社会運動に基盤を有する「公共の議論」には依然として信頼を置いている。実際、彼は論文の末尾において次のように述べている。「気候変動、原子核技術の世界規模のリスク、金融市場に原動力を持つ資本主義の規制の必要性、人権の国際的水準での貫徹を、国際社会は避けることができない。」市民的公共性の再活性化によって、これらの問題において普遍性と正当性を持つ意志決定がなされることを、ハーバーマスは期待していると考えてよいだろう。

そこで仮に、ハーバーマスの議論を「市民的公共性」の観点と称するとすれば、この観点はハーバーマスが挙げている問題のうち、「人権の貫徹」にはまさしく適合する。しかしながら、気候変動、原子力のリスク、国際金融市場の秩序の問題は、それぞれ専門性が高く、もともと私的領域に属する市民的公共性だけでは十分に対処しえない可能性が高い。というのは、「市民的公衆のサークルにおける論議の全体は、つねに自発的な学習 (private Lektüre) であった」(Habermas, *Öffentlichkeit*, S. 175) と『公共性の構造転換』において書かれている通り、政治問題についてのいわば素人の論議こそが、民主主義的な集団的意思形成の基盤にはあるからだ。ところが専門科学の高度の知見を要する事柄について、素人の論議は事実認識についてのさまざまな専門的知見が入り混じる憶測にとどまるケースが大半である。リスク管理という点において共通する気候変動、原子力の安全性、世界金融秩序の諸問題のうち、金融秩序論はそもそも社会科学の範囲内に収まる問題であり、これを「実体経済の奉仕者としての金融経済」という位置づけによって、倫理的観点から扱うという方法もある。<sup>(10)</sup>しかし、気候変動の実態とそれへの「温暖化ガス」の影響、あるいは放射線と健康障害の因果関係などは、依然として不明な点も多い。これらの点についての集団的意思形成に

向けての議論は、主として専門家の見解が提起されて初めて（その妥当性も含めて）開始されることになるが、その際、市民的公共性の観点には不十分な点もある。

専門的知見を要する諸問題を議論する際、市民的公共性の観点からは、主として各自の利害をいかに調整するかをめぐって、各自の自己判断を「普遍性」および「正当性」の観点から相互修正することが主要な課題とされる。そこには第一に、専門的知見そのものを吟味する科学的観点は含まれないし、第二に、専門的知見自体を相対化する哲学的観点も含まれない。ハーバーマスの2005年の著作タイトルにもあるように、「自然主義と宗教」はいずれも、公共的討議と相互批判を度外視した独断論的世界観として取り上げられている。<sup>(11)</sup>しかしながら、各自の自己判断では普遍的で正当な集団的意思形成にはたどり着くことができないケースにおいてこそ、科学的知見と哲学的、または宗教的世界観が十分に参照されるべきであろう。

原発問題におけるハーバーマスの上述の冷やかな反応は、一方では軽率に原発賛成・反対を口にしないで、市民の理性的な討議に委ねるという彼の賢明な判断の結果であろう。その意味でメルケル首相のマスコミと世論調査に先導された政治判断は、彼の目には正当な手続きを欠いた無定見、ご都合主義と映るわけである。しかし他方、ハーバーマスは人権等（狭義の）政治問題を除いては具体的諸問題への立ち入った言及を避けることによって、却って市民的公共性自体の限界を示しているようにも思われる。それは科学的知見の進歩にとって得るものが少ない<sup>(12)</sup>だけではなく、科学的知見自体を相対化する哲学的観点にとっても不満の種となりうる。

ここでは特に、原発問題を含めた技術の諸問題を論じるに当たって、「市民的公共性」と並んで「実証科学的観点」および「哲学的観点」を提起してみたい。本稿では「実証科学的観点」については取り上げず、「哲学的観点」を差し当たり、「実証科学的知見を全体として相対化しつつ、科学技術の成果を人間の生活の中にいかに位置づけるかを問う」観点とする。本稿ではこの哲学的観点の例として、1) 存在論的観点（マルティン・ハイデッガー；1889-1976）、2) 社会哲学的観点（エルンスト・ブロック；1885-1977）、3) 倫理的観点（ローベルト・

シュペーマン；1927-）を取り上げ、概観する。

## 5. 存在論的観点（ハイデッガー）

ハイデッガーは彼の技術論に関する講演記録『技術と転回』（1962年）<sup>(13)</sup>において、直接に原子力の問題を扱っているわけではない。同書のテーマは技術一般であり、「技術の本質」（S.5）への問いである。しかし同書は、原子力も含めた現代の巨大技術の本質を問う中で、古代ギリシアのテクネー（*τέχνη*）概念に遡りつつ、本質、または存在の忘却が技術時代を支配している事態を明らかにしようとする。

### 技術の本質

技術の本質とは何か。ハイデッガーによれば、木の「本質」が「木」そのものではないのと同様に、技術の「本質」もそれ自身「技術的なもの」ではない。したがって、個々の技術的なものそのものを問題とする限り、技術の本質に接近することはできない。それは技術を否定または肯定する場合も、あるいは中立的なものとする場合も同様である（S.5）。

技術を「目的のために人間が用いる道具、装置、機械」とする見方がある。これをハイデッガーは「技術の道具的規定」（*die instrumentale Bestimmung der Technik*）とする。この規定は古い手工業的技術にも、発電所、ジェットエンジン、レーダーなど現代の技術にも当てはまる（S.6）。

ハイデッガーによれば、この道具的規定は「正しいもの」（*das Richtige*）を含むが、だからといってそれはそのまま、技術の本質（*das Wesen*）に由来する「真なるもの」（*das Wahre*）となり、その本質との「自由な関係」をわれわれに可能にするわけではない。目的達成のために適切な手段を手中に収めてこれを用いることは、技術の規定として正しいものを含むが、しかしその規定においては技術の本質については何も語られていない。そもそも、「道具的なもの」（*das Instrumentale*）とは何であろうか？ 手段と目的そのものは何に属するのであろうか？ 手段は（始動因として）目的実現のための「原因」となる。しかし目的もまた（目的因として）「原因」となりうる。そこでハイデッガーは、伝統的な四原因説（質料因 *causa materialis*、形相

因 *causa formalis*、目的因 *causa finalis*、始動因 *causa efficiens*) に触れ、この四原因説と技術の道具的規定との連関を明らかにしようとする (S. 7 f.)。

始動因、つまり対象に効力を及ぼすことが、因果性の中心概念としての地位を長らく占めてきた。その間、目的因は因果性からは放逐されてきたのである。ところがそもそもギリシア人の思考においては、後生の人々が「因果」性概念として求めるもの、つまり原因と結果という概念は存在しなかった。ギリシア語では原因 (*Ursache, causa*) に相当する語はアイティオン (*αἴτιον*) であり、これは「責を負うもの」という意味である。たとえば捧げものを入れる銀の容器の「銀」は、その容器の質料 (*ύλη*) として容器に対して「責を負う」。同様の意味で外観、形相 (*εἶδος*) も、奉納や聖餐など容器の用いられる目的 (*τέλος*) も、この容器に対して「責を負う」。さらに銀細工師もまたこの銀の容器に対して「責を負う」わけであるが、これは決して銀の容器という「結果」に対する「原因」、つまり「始動因」(*causa efficiens*) という意味ではないのである。銀細工師は質料、形相、目的という三つの「責」(*Verschulden*) を総括して熟慮し、銀の容器に実際に姿かたちを与える。その意味で彼はロゴス (*λόγος*) を用いていると言えるのだが、ロゴスは決して「始動因」ではない (S. 8 f.)。

今日では「責」は、道徳的過失または因果作用のいずれかに還元されるが、ハイデッガーによればこれでは因果性とはそもそも何かという問いを回避したに等しく、したがってまた道具的なものの本質を見失うことになるという。ギリシア的な四原因説は互いに結びつけられて事物を現前させる。ギリシア語の責 (*αἴτιον*) は、引き起こすこと (*Ver-an-lassen*) であるとされるが、ここでハイデッガーは、今日の *Veranlassen* (動因 *Anstoß*、誘発 *Auslösung*) のように因果性のうち副次的原因を指す概念とは異なる意味が *αἴτιον* にはあったと述べている。「まだ現前しないもの」(*das noch nicht Anwesende*) を現前させること、それが現前するよう、眼前にもたらすこと、これが「引き起こすこと」である。この「もたらすこと」(*Bringen*) をプラトンはポイエーシス (*ποίησις*) と名づけた。つまり、もち来たらすこと (*Her-vor-bringen*)、「創作」である。「創作」は手工業や芸術の創作には当然当

てはまるが、それだけではなく、おのずから一現われること (*von-sich-her-Aufgehen*)、つまり自然 (*φύσις*) もまた一種の「創作」であり、「ピュシスは最高の意味でのポイエーシスである」という (S. 10 f.)。「実際、自然的に (*φύσει*) 現前するものは立ちのぼってもち来たらすことが、開花に見られるように、それ自身の中で起こる。これに対し、手工業的または芸術的創作は、もち来たらすものは工芸家や芸術家という、もち来たらされるもの自身の外にある。」(S. 11)

### 組織態 *das Gestell*

自然、手工業、芸術、いずれにおいてもこの「もち来たらすこと」が起こるが、この「もち来たらすこと」、「引き起こすこと」は、「隠されたものを明るみへともたらす」ことであるという。これをハイデッガーは「開示」(*Entbergen*) と呼ぶ。真理 (*ἀλήθεια, veritas, Wahrheit*) とは、このように隠されたものを明るみへともたらすことなのである (Ebd.)。

目的と手段、道具的なものはすべて、この真理の開示に属している。「それゆえ技術は単なる手段ではなく、開示の一つの様態である。」元来、テクネーは手工業と芸術をともに含む語であり、ポイエーシス (創作) に属していた。それどころかプラトンの時代まではテクネーはエピステーメ (*ἐπιστήμη*) と同じ領域、つまり広義の「認識」に属していたという。認識は解明 (*Aufschluß*) によって与えられる。この解明こそが、開示 (*Entbergen*) なのである。アリストテレスの時代になると、エピステーメとテクネーはそれぞれが解明するもの、および解明する方法によって厳密に区別されるようになる。技術が解明し、開示するものは、「おのずからもち来たらすことのできないもの」(*was sich nicht selber her-vor-bringt*) である。「家、船を造り、捧げ物の容器を鑄る者は、もち来たらされるはずのものを四つの引き起こす様態に従って開示する。」テクネーとは開示であり、製造や操作、手段の使用ではない。「技術は明るみに開示すること、すなわち真理が現われるところで本質を表わす (*wesen*)」(S. 12 f.)。

この技術の本質規定は、ギリシアの手工業には当てはまるが、現代の原動機技術——それがもたらす

不安こそが、技術への問いを引き起こすのであるが——には当てはまらないのではないか。また、近代の精密科学に基礎を置く現代技術は、古い技術とは根本的に異なるのではないか。このような批判に対して、ハイデッガーは次のように答える。そもそも近代物理学は（測定機械等の）技術装置によって実験科学として可能となったのであり、その発展自体が装置の発達に依存している。これは史実的連関であるが、本質的連関からは次のようなことが言える。すなわち、現代技術は何よりもまず技術一般として「開示」（Entbergen）なのではあるが、その開示は、ポイエーシスにおけるように「もち来たらすこと」（Her-vor-bringen）によってではなく、「せき立てること」（Herausfordern）によって展開される。つまり、自然にエネルギーを供給するよう無理に要求することによってである。風車も風の力を用いて回転するが、気流のエネルギーを蓄積して利用することはない[ハイデッガーは風力発電を念頭においていないようだ]。石炭や鉱石は土地を「せき立てる」ことによって得られる。つまり、土地はここでは鉱石等の貯蔵地として「開示」されているわけである。農夫が「用立てる」（bestellen）農地は、「保護」（hegen）され、「手入れ」（pflegen）されるが、何ものによっても「せき立てられる」ことはない。作物の成長力は播かれる種子そのものに備わるからだ。このような土地の用立ては、自然そのものが「立てる」（stellen）ものであると言えるが、農業においても機械化された食品産業になると明白に「せき立て」が起こる。空気は化学肥料で用いられる窒素供給のために、土地は作物生産のために、鉱石はウラン供給のために、ウランは原子力供給のために、原子力は「破壊または平和的利用」のために、しかもそれぞれ最小限のコストに対して最大限の効果を獲得するために「引き立て」（hin-stellen）られる（S. 12ff.）。

ライン川に設置された水力発電所は、水圧をせき立ててタービンを回転させ、電力を供給させる。このようにライン川は用立てられるが、この場合、昔からあった木の橋のように岸と岸をつなぐために「建てる」（bauen）のとは違って、発電所は川から電力を「使いつくす」（verbauen）。ヘルダーリンの詩で詠まれている『ライン』は芸術作品（Kunstwerk）であるが、ライン川に設置された発電所

（Kraftwerk）はライン川を使いつくす（S.15）。

技術は「せき立てる」（herausfordern）。このせき立ては、対象を常に「用立てる」（bestellen）ことのできる状態、つまり「在庫」（Bestand）の状態に置く。それは単なる「貯え」（Vorrat）ではなく、せき立てつつ開示すること（herausforderndes Entbergen）によって現前するものすべてを指ししめす。在庫（Bestand）の形で存在するものに、われわれは対象（Gegenstand）としてのみ対峙する。「対象」と言っても機械は何か自立したものであるわけではなく、用立てによって初めて存在する（S. 16）。

せき立てつつ開示すること、そのような意味における用立てを行なうのは人間に他ならない。とすれば、人間自身もまた「せき立て」られていることになりはしないか。「人間がせき立てられているのだとすれば、人間は自然よりもずっと根源的に、『在庫』に属していることになりはしないであろうか？」実際、ハイデッガーも指摘するように、われわれはしばしば「人的資源」（Menschenmaterial）という語を用いる。「ところがまさしく人間は自然エネルギー以上に用立てとなるようせき立てられているがゆえに、人間はけっして単なる在庫にとどまるものではない。人間はみずから技術を営むことによって、用立てに開示という仕方に参加するのである。」つまり、人間をせき立てるものは、人間自身に他ならない。「人間は研究観察しつつ自然を追い立てる（nachstellen）とき既に、自然を研究対象として、その対象の在庫が空になるまでこの対象に取り組むよう、せき立てられているのである。」この「せき立て」（Herausfordern）は、人間を用立て（Bestellen）へと集積させる。この集積（dieses Versammelnde）こそが、現実の事物を在庫として用立てるよう、人間を集中させるのである。山（Berg）が集積して山地（Gebirge）が形成される。ある感情を持つこと（zumute sein）を集積すると気分（Gemüt）となる。それと同様に、自分自身を在庫として開示するよう、せき立てる要求の集積、これをハイデッガーは「組織態」（「組立」）Gestell ゲシュテルと称する（S. 17ff.）。

Gestell は通常、本棚（Büchergestell）、骨組みの意味で用いられるが、ハイデッガーの用法では、「現実の事物を用立て、在庫として開示するよう、

人間をせき立てることの集積」となる。ゲシュテルこそがまさに現代技術の本質であるのだという (S. 20)。

人間は技術時代においては特に、自然をエネルギーの在庫として捉える。このことに対応しているのが、近代の精密科学における「用立てる」態度である。精密科学は自然を計算可能な諸力の連関として捉え、これを表象 (vorstellen) しつつ追いつて (nachstellen)。先にも触れたように、近代物理学は装置によって実験科学となったというのは、史実としてはその通りであるが、科学と技術装置の本質連関からは次のことが当てはまるという。「物理学は、[技術装置を前提としなくても] 純粋な理論として既に、諸力の計算可能な連関として自身を表明するよう、自然をせき立てる。だからこそ、そのように用立てられた自然が姿を現すかどうか、またどのように姿を現すかを問い直すために、[技術装置による] 実験が用立てられるのである。」数学的自然科学は現代技術の 200 年前には発生していたのであり、これもまた、実験科学としての近代物理学が技術装置によって誕生したことと同様に、史実としてはその通りであるが、現代技術が精密科学に基づいて実用化されるようになる以前に、既に現代技術は思考形態としては存在していたのである。精密科学 [の自然を「せき立てる」思考] がまずあり、これを具体化するために現代技術が動員されたわけである。「せき立てつつ用立てる開示の集積 [すなわち Gestell] は、既に物理学において支配していた。」物理学と言うのはこの Gestell の「知られざる前触れ」(unbekannte Vorbote) であり、これを顕在化させたのが動力機械を中心とする現代技術であるということになる (S. 21)。「史実上より後のもの、すなわち現代技術は、支配的な本質においてはより先のものであった」(S. 22)。「現代技術の本質は組織態 (Gestell) に基づいているがゆえに、現代技術は精密科学を用いざるをえない。だからこそ人は、現代技術が応用自然科学であるかのように見誤るのである」(S. 23)。

#### 危険 die Gefahr と転回 die Kehre

ゲシュテル (組織態) は、現実の事物を在庫として開示するよう、人間をせき立てることの集積体であるが、これは人間の行動を超えたところで起こる

わけでない。しかしだからといってそれは、人間「において」起こるのでも、人間「によって」起こるのでもない。そのようにせき立てられる者として人間はゲシュテルの本質領域にとどまっている。それゆえ、(既にゲシュテルの本質領域の中にいる以上)「人間はいかにして技術の本質と関わりを持つべきか」という問いは的を外れており、適切な問いは「われわれは自分自身の作為不作為が明白に、または隠された形で、ゲシュテルにせき立てられているということを自分自身で経験することができるかどうか」であるという (S. 23f.)。

現実の事物を在庫とするようせき立てられ方向づけられること、その種の様態の開示へと送り込ま (schicken) れることを、ハイデッガーは (人間固有の)「命運」(Geschick; 「器用さ」の意味もある) と称する。この命運が、「歴史」(Geschichte) の本質を規定するのだという。こうした命運としての歴史はそのままで史実 (Historie) となるのではなく、命運を対象化して認識する際に初めて史実が形成される。いかなる仕方における開示も命運であり、創作 (Hervorbringen) すなわちテクネーも、組織態 (Gestell) もともに命運である。とはいえ、この命運は決して運命的強制ではなく、人はこの命運に自由に属している (gehören) のであり、この場合人間は隷属する者 (Höriger) ではなく、(意識的に) 耳を傾ける者 (Hörender) である (S. 24)。

ハイデッガーはここで、彼自身の「自由」概念を簡潔に説明している。すなわち、自由の本質は人間の意志の因果性にあるのではなく、開示すなわち真理の生起 (das Geschehnis des Entbergens, d.h. der Wahrheit) にあるという。「自由である者の自由とは、[ロックおよびカントが言うように] 選択意志が拘束されないことにあるのでも、[同じくカントが言うように] 純然たる法則によって拘束することにあるのでもない。自由とは光を放ちながら隠すもの (das Verbergende) のことであり、その光の中で、本質を表そうとするすべての真理を隠し、また隠すものとして自身を現す覆いがはためいている。」(S. 24f.)

ハイデッガーにとって自由とは、普段は覆いがかけられている真理、本質が開示されることであると言えよう。その意味での自由、本質開示は、技術においてはそれが「組織態」(Gestell) としてみずか

ら姿を現すということである。この点から彼は、技術が避けることのできない強制としての「運命」(Schicksal) であるという説を退ける。「われわれが技術の本質にみずから目を開くとき、われわれは解放する要求 (ein befreiender Anspruch) を望むことなくして受けているのを知る。」(S. 25)

ハイデッガーは選択意志の自由を自由の本質からは除外するが、その代わりに、技術をめぐる命運そのものの岐路に人間が立たされているとする。すなわち、「用立てにおいて開示されるものだけを追い求め、営み、このことからすべての基準を取り出す」という可能性と、隠されていないもの [明るみに出されているもの] の本質につねに立ち戻り、「在庫としてせき立てる」開示への古くからの帰属をその本質において経験するという可能性の間の岐路である (S. 25f.)。

この両者の可能性の間にあるのが、「危険」(Gefahr) なのだという。すなわち、「[テクネーとゲシュテル] いずれの仕方における開示の命運が支配的であるとしても、現存するすべてのものが明るみににおいて示されることには、危険が潜んでいる。すなわち、隠されていないものにおいて見誤り、誤解するという危険である。」とりわけ、因果性そのものの起源を問うことのないまま、現前するものすべてを因果連関 (始動因 *causa efficiens*) の光のもとに現すことによって、本質が却って見失われる危険が存在する。自然を諸力の計算可能な作用連関として明るみに出すことは、正当な認識をもたらすはするが、まさにその正当なるもの (das Richtige) において真なるもの (das Wahre) が失われるという危険である。ハイデッガーはこの危険を、1) 明るみに出されたものが対象 (Gegenstand) としてではなく、在庫 (Bestand) としてのみ扱われ、人間が対象性を欠いたものの中で [本質開示を阻まれた状況の中で] 在庫を用立てる者 (der Besteller des Bestandes) としてのみ存在することによって、人間自身が「在庫」(Bestand) となり、自己存在を見失うこと、2) 自然と人間を在庫とすべくせき立てるゲシュテルとして、開示が一樣化されることによって、他の開示の可能性 (たとえばテクネー、ポイエシスの創作の可能性) が締め出されること、に分類する (S. 26f.)。

だがゲシュテルの最大の危険は、3) それが開示

の一樣態であるにも拘らず、開示の別の様態 (ポイエシスの創作) を隠すだけではなく、開示そのものを、真理そのものを隠すということにある。「ゲシュテルは真理 (Wahrheit) の現出と支配を遮る。それゆえ、用立て (Bestellen) へと送り込む (schicken) 命運 (Geschick) は最大の危険である。技術 [そのもの] が最も危険なものであるわけではないのである。…開示の命運としての危険性が技術の本質である。…人間にとっての本来の脅威は、死をもたらす技術の機械装置ではなく、人間の本質に既に触れているところのものである。ゲシュテルの支配は、人間がより根源的な開示へと入っていくという要求、つまりより始原的な真理を経験するという要求を拒まれる可能性をもって人間を脅かしている。」(S. 27f.)

このように抽象的に示された「危険」は、さまざまな具体的危険を連想させる。組織態 (Gestell) は、構築され、作動を開始した途端にその機能を維持する必要を引き起こす機械装置を思い起こさせる。作動を終えたのちも長期間にわたる処置を必要とする原子力発電所はその典型であろう。生産に関わる機械装置だけではなく、市場機構、金融機構、国家財政機構といった社会諸組織もまた、その機能を維持する限りにおいて現在から将来にわたってわれわれの文明的な生活を維持しようという意味において、つまりわれわれを「用立てる」よう「せき立てる」という意味において、この「組織態」に含まれると考えてよいだろう。この組織態が孕む狭義の「危険」、例えば影響範囲を特定し難いシステム上の危険 (原発事故、金融危機、等) は、リスク管理つまり想定しようあらゆる因果連関の認識の不徹底に由来するという以前に、ハイデッガー流に言うなら、構築した組織態を作動させるべく「せき立てられている」ことそのもの、そしてその意味での「開示」に潜む開示そのものの、本質認識そのものの遮蔽にこそ由来する。これが現代技術の「運命」であり、この命運をわれわれは不可避の「運命」としてではなく、みずから自由に引き受けているというのが、ハイデッガーの見解である。

この「危険」を回避する手立てはあるだろうか。ハイデッガーはヘルダーリンの詩から「危険が存在するところには、守り手もまた生まれる」(Wo aber Gefahr ist, wächst das Rettende auch) とい

う箇所を引用し、せき立て（Herausfordern）と守り（Retten）または保護（Gewähren）とを、また「せき立てること」（Herausfordern）と「もち来たらすこと」「創作」（Hervorbringen）とをあらためて対置させながら、人間を真理（本質開示）の守り手であるとし、さらに先に触れたテクネーの原義から、技術（Technik）だけによらない、（自然と人間の）本質を保護しつつ本質を明るみに出す芸術（Kunst）的開示において、人間を「在庫」へと「せき立てる」技術時代固有の危機を乗り越えるという方向性（あるいはその方向への「転回」Kehreの可能性）を見出そうとする（S. 28ff.）。繰り返すがこの見通しは抽象的である。しかし、組織態に「せき立て」られるという、技術時代における人間存在の本質を示し、テクネーまたは因果性の語源に遡りながら、開示の他の可能性、自然と人間の本質を保護しつつ明るみに出す芸術的開示への転回に至るといふハイデッガーの見通しは、存在論の観点からわれわれに技術の本質および技術の歴史的「命運」を示している。ハイデッガーの次の文は、それが述べられてから約50年を経た現在において、依然として、否ますます意義を持つと思われる。

「保護する者（das Gewährende）は、さまざまな仕方で開示へと送り込むものであり、それ自身守り手（das Rettende）である。というのは、守り手は人間に自身の本質の尊厳〔ある立場〕を洞察させ、そこへと引き戻すからだ。尊厳とは、あらゆる本質のうち、明るみに出されたものおよび、それとともに常にそれに先立ち隠されたものを、この地上において見守る（hüten）ということに基づいている。ゲシュテルはあたかも開示の唯一の仕方であるかのように、用立てることへと追い立て、それゆえ人間をその自由な本質を犠牲にする危険へと追いやるが、まさにそのゲシュテルにおいて、まさにこの法外な危険において、保護する者への最も内的で破壊しがたい人間の帰属性が現れ出る。ただしそれは、われわれがそれぞれの持ち分において、技術の本質に目を向ける限りにおいてである。」（S. 32）

## 注

- (1) <http://www.rwe.com/web/cms/de/17200/rwe-power-ag/standorte/kkw-muelheim-kaerlich/>（2011年9月15日閲覧）
- (2) <http://www.gesetze-im-internet.de/atg/index.html>（2011年9月15日閲覧）
- (3) <http://entzsoft.de/stuff/Zeitungsprojekt.pdf>（2011年9月15日閲覧）
- (4) <http://www.bundesregierung.de/Content/DE/Mitschrift/Pressekonferenzen/2011/03/2011-03-22-statements-kernenergie-in-deutschland.html>（2011年9月15日閲覧）
- (5) [http://www.bundesregierung.de/nn\\_1264/Content/DE/Artikel/2011/05/2011-05-30-bericht-ethik-kommission.html](http://www.bundesregierung.de/nn_1264/Content/DE/Artikel/2011/05/2011-05-30-bericht-ethik-kommission.html)（2011年9月15日閲覧）
- (6) [http://www.bundesregierung.de/Content/DE/\\_Anlagen/2011/06/2011-06-06-energiekonzept-eckpunkte\\_property=publicationFile.pdf](http://www.bundesregierung.de/Content/DE/_Anlagen/2011/06/2011-06-06-energiekonzept-eckpunkte_property=publicationFile.pdf)（2011年9月15日閲覧）
- (7) <http://www.spiegel.de/politik/deutschland/0,1518,druck-764311,00.html>（2011年9月15日閲覧）
- (8) <http://www.sueddeutsche.de/politik/europapolitik-merkels-von-demoskopie-geleiteter-opportunismus-1.1082536>（2011年9月15日閲覧）
- (9) Jürgen Habermas, Strukturwandel der Öffentlichkeit. Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft, Luchterhand 1962, S. 157. 以下同著からの引用頁数は本文中に表記する。
- (10) 拙論「人間の尊厳と経済秩序—オズヴァルト・フォン・ネル＝プロイニング研究所の経済倫理—」『水産大学校研究報告』第58号第4号、2010年。
- (11) ハーバーマスの『自然主義と宗教の間』のうち、宗教論に関しては、拙論「世俗的言語への「翻訳」と民主主義—公共的理性と宗教の関連をめぐるハーバーマスの見解をめぐる—」『社会思想史研究』第33号、2009年、を参照。
- (12) そのことは例えばハーバーマスの脳神経科学へのアプローチにも見られる。拙論「脳科学と自由意志—ヴォルフ・ジンガーの人間学的問題提起をめぐる—」日本哲学会『哲学』第61号、2010年、を参照。
- (13) Martin Heidegger, Die Technik und die Kehre, Klett-Cotta 1962/2007. 以下同著からの引用頁数は本文中に表記する。

付記：本稿は、下関市立大学特定奨励研究費Bによる研究成果の一部である。